

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

江津市長 中村 中

市町村名 (市町村コード)	江津市 (322075)	
地域名 (地域内農業集落名)	山の内 (都野津 2 5 町内)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月25日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・認定農業者 1 者 (1 個人) のみが担い手として農地を集積している特殊なエリア。
- ・上記担い手による集積率は約 72%。
- ・核となる区域は、山に囲まれているものの、一定程度まとまった平坦な農地が広がっている。
- ・個人としては県西部で屈指の有機葉物野菜の生産量を誇る。
- ・担い手の雇用が進む一方で、経営を担う後継者が不在。
- ・圃場整備は完了済。【S61~H5 (山内)】

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・有機農業生産拠点として、更なる生産力の増強と新規就農者が研修を受ける場としての環境づくり。
- ・有機葉物野菜の生産拠点としての継続・拡大と有機露地野菜の生産推進。
- ・担い手の後継者の確保・育成。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

・地域農業を担う者が現に耕作している農地と、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農地に加え、協議の場参加者等が将来にわたって守ることを望む農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とし、それ以外の農地を保全・管理等が行われる区域とする。

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・担い手がハウスを展開している区域をブルーゾーンとし、更なる集約を推進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を斟酌しながら、順次中間管理機構による集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
一部で排水対策や水路の補修等が必要な箇所があるため、状態に応じて個別に対策・修繕を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
当エリアでは既存の担い手による営農の継続及び拡大に主眼を置くとともに、本市における有機農業実践者の育成拠点として体制整備を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
当エリアには農業支援サービス事業者が不在。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・イノシシによる農業被害が懸念されるため、担い手と非担い手が協力して対策を講じる仕組みづくりを進める。
- ・有機葉物野菜の生産量は市内随一であり、有力な収益モデルを有していることから、新たに有機栽培に取り組みたい新規就農者の研修の場として環境を整備する。
- ・生産拡大のため、調製施設の改築及び移転を検討する必要がある。